

岡山県公報

行 発
岡 山 県
岡山市内山下
県丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

規 則 主 要 目 次

○農業協同組合法施行細則……………一

申請書、報告書その他の書類の様
式……………七

○農業協同組合法施行細則……………一

(県例規集登載)

告 示

○農業協同組合法施行細則に定める

○農業協同組合模範定款例の廃止……………三七

規 則

○岡山県規則第七十四号

農業協同組合法施行細則を次のように定める。

平成十六年七月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

農業協同組合法施行細則

農業協同組合法施行規則(昭和三十一年岡山県規則第二十八号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。)の施行については、農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第百七十一号)、農業協同組合法施行規則(平成十三年農林水産省令第百四十八号)その他法に基づく命令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 組合 農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。

二 総会 法第四十三条の二及び第四十三条の三第一項に規定する通常総会及び臨時総会(法第四十八条第七項において準用する総代会の場合を含む。)をいう。

三 組合員 農業協同組合の組合員及び農業協同組合連合会の会員をいう。
(書類の提出)

第三条 この規則に基づいて知事に提出する書類は、地方振興局の管轄区域を超える区域を地区とする組合又は農事組合法人においては一通を直接知事に提出し、その他の

組合又は農事組合法人においては正副一通をその組合又は農事組合法人の地区を管轄する地方振興局を経由して提出するものとする。ただし、第九条から第二十二条まで、第二十九条から第四十四条までの規定による届出及び報告は、いずれも一通を提出するものとする。

(書類の受理)

第四条 この規則に基づいて提出する書類は、前条の規定により知事又は地方振興局の受け付けた日にそれぞれ受理したものとす。

(設立の認可申請)

第五条 法第五十九条第一項の規定により、組合の設立の認可を受けようとするときは、定款及び事業計画書のほか、次に掲げる書類を添えて、発起人の代表者が記名押印した申請書を知事に提出しなければならない。

一 設立理由書

二 設立経過報告書

三 発起人調査

四 発起人会の開催を証する書類

五 法第五十六条に規定する目録見書

六 設立準備会開催の公告の写し

七 定款作成委員調査

八 設立準備会議事録の謄本

九 創立総会開催の公告の写し

十 創立総会議事録の謄本

十一 組合員たる資格を有する者の設立同意書の写し

十二 役員就任承諾書の写し

十三 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 農業協同組合連合会の設立の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、当該連合会の設立発起人となった組合又は設立に同意した組合において、当該連合会の設立発起人となり、又は当該連合会の設立に同意することについての議決に係る総会議事録抄本を添えて、知事に提出しなければならない。

(吸収合併の認可申請)

第六条 合併する組合のいずれかが合併後存続する合併の場合において、法第十条第一項第三号の事業を行っていない組合は、法第六十五条第二項の規定により組合の合併の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、各組合の代表者が記名押印した申請書を知事に提出しなければならない。

一 各組合の合併理由書

二 合併を議決した各組合の総会議事録の謄本

三 合併契約書及び覚書の写し

四 各組合の財産目録

五 総代会で合併を議決した組合においては、法第四十八条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類

六 法第四十八条の二第二項の規定による総会の招集があった組合にあっては、当該総会の開催までの経過を記載した書類及び当該総会議事録の謄本

七 各組合の合併経過報告書

八 各組合の合併を議決した総会の招集通知の写し

九 各組合の合併に係る理事会議事録の謄本

十 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併の基本方針に関する事項、合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項及び合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、役員の履歴書及び事務所の位置を記載した書類

十一 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の場合において、組合員に出資させる組合（以下「出資組合」という。）にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 貸借対照表

二 法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の写し（法第六十五条第五項の規定により、公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合にあっては、これらの公告の写しのみ）

三 法第六十五条第四項において準用する法第五十条第一項の規定に該当する場合にあっては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったことを証する監事の作成した書面

四 法第六十五条第四項において準用する法第五十条第二項の規定による手続を経た場合にあっては、当該手続を経たことを証する書面

五 合併後の出資の総口数及び総額を記載した書類

（新設合併の認可申請）

第七条 二以上の組合が新たに組合を設立する合併の場合において、法第十条第一項第三号の事業を行っていない組合は、法第六十五条第二項の規定により組合の合併の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、設立委員全員が記名押印した申請書を知事に提出しなければならない。

一 前条第一項第一号から第九号までに掲げる書類

二 出資組合にあっては、前条第二項各号に掲げる書類

三 合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併の基本方針に関する事項、合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項及び合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、役員の履歴書及び事務所の位置を記載した書類

四 法第六十六条第一項の規定により選任された設立委員であることを証する各組合の監事の作成した書面及び設立委員会議事録の謄本

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

（農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可申請）

第八条 法第十条第一項第三号の事業を行っていない組合は、法第七十条第二項において準用する法第六十五条第二項の規定により、農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、各組合の代表者が記名押印した申請書を知事に提出しなければならない。

一 権利義務の承継の理由書

二 権利義務の承継を行うことを議決した各組合の総会議事録の謄本

三 権利義務承継契約書の写し

四 各組合の財産目録

五 総代会で権利義務の承継を議決した組合にあっては、法第七十条第二項において準用する法第四十八条の二第二項の規定による通知の状況を記載した書類

六 法第七十条第二項において準用する法第四十八条の二第二項の規定による総会の招集があった組合にあっては、当該総会の開催までの経過を記載した書類及び当該総会議事録の謄本

七 権利義務の承継の経過報告書

八 各組合の権利義務の承継を議決した総会の招集通知の写し

九 各組合の権利義務の承継に係る理事会議事録の謄本

十 権利義務を承継する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（権利義務承継の基本方針に関する事項、権利義務承継後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項及び権利義務承継の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、役員の履歴書及び事務所の位置を記載した書類

十一 当該農業協同組合連合会の法第十二条第二項第一号の規定による会員が当該組合一人であることを証する書面

十二 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の場合において、出資組合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 貸借対照表

二 法第七十条第二項において準用する法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の写し（法第七十条第二項において準用する法第六十五条第五項の規定により、公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合にあっては、これらの公告の写しのみ）

三 法第七十条第二項において準用する法第六十五条第四項において準用する法第五十条第一項の規定に該当する場合にあっては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったことを証する監事の作成した書面

四 法第七十条第二項において準用する法第六十五条第四項において準用する法第五十条第二項の規定による手続を経た場合にあっては、当該手続を経たことを証する書面

五 権利義務の承継後の出資の総口数及び総額を記載した書類

六 当該農業協同組合連合会の会員に法第十二条第二項第二号又は第三号に該当することにより会員たる資格を有する者がいないことを証する書面

七 当該組合の当該農業協同組合連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となっていないことを証する書面
(定款の変更の認可申請等)

第九条 組合は、法第四十四条第二項の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更の理由書

二 定款の新旧条文を対照した書面

三 現行の定款の全文を記載した書類

四 変更の議決に係る総会議事録の謄本

五 変更を議決した総会の招集通知の写し

六 変更に係る理事会議事録の謄本

七 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 全文にわたって定款を変更するときは、変更後の定款をもって前項第二号の書面に代えることができる。

3 出資組合にあつては、定款の変更により出資一口の金額を減少するときは、第一項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 財産目録及び貸借対照表

二 法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の写し

三 法第五十条第一項の規定に該当する場合にあつては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったことを証する監事の作成した書面

四 法第五十条第二項の規定による手続を経た場合にあつては、当該手続を経たことを証する書面

4 出資一口の金額を増額するときは、第一項各号の書類のほか、当該変更について、全組合員の同意のあったことを証する書面を添えなければならない。

5 出資最低持口数を引き上げるときは、第一項各号の書類のほか、当該変更について、持口数が引上げ後の最低持口数に達しない組合員全員の同意のあったことを証する書面を添えなければならない。

6 既に組合員となつてゐる者が組合員資格を喪失することとなる変更をするときは、第一項各号の書類のほか、当該変更について、組合員資格を喪失する者の同意のあったことを証する書面を添えなければならない。

7 組合は、法第四十四条第四項に規定する事項に係る定款の変更をしたときは、第一項各号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(員外利用割合の限度の特例の指定申請)

第十条 組合は、法第十条第二十六項の規定により、同条第二十五項ただし書に規定する限度を超えて、組合員以外の者に資金の貸付け及び手形の割引を利用させることについての指定を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 過去五年間における財産及び損益の状況、執行体制その他参考となるべき事項を記載した書類

三 指定の申請を議決した理事会の議案及び議事録の謄本
(信用事業規程の承認申請)

第十一条 組合は、法第十一条第一項の規定により、信用事業規程の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 信用事業規程

二 理由書

三 信用事業規程を定める議決をした総会の議案及び議事録の謄本
(信用事業規程の変更又は廃止の承認申請等)

第十二条 組合は、法第十一条第三項の規定により、信用事業規程の変更の承認を受けようとするときは次に掲げる書類を、信用事業規程の廃止の承認を受けようとするときは第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更又は廃止の理由書

二 変更又は廃止を議決した総会の議案及び議事録の謄本

三 信用事業規程の新旧条文を対照した書面

四 現行の信用事業規程の全文を記載した書類

2 前項第三号に掲げる書面の提出については、第九条第二項の規定を準用する。

3 組合は、法第十一条第四項に規定する事項に係る信用事業規程の変更をしたときは、第一項各号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(共済規程の承認申請)

第十三条 組合は、法第十一条の四第一項の規定により、共済規程の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 共済規程

二 理由書

三 共済規程を定める議決をした総会の議案及び議事録の謄本
(共済規程の変更又は廃止の承認申請)

第十四条 組合は、法第十一条の四第三項の規定により、共済規程の変更の承認を受けようとするときは第一号から第四号に掲げる書類を、共済規程の廃止の承認を受けようとするときは第一号、第二号及び第五号に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更又は廃止の理由書

二 変更又は廃止を議決した総会の議案及び議事録の謄本(法第四十四条第五項の規定により、共済規程の変更について理事会で議決した場合にあつては、当該理事会の議案及び議事録の謄本)

三 共済規程の新旧条文を対照した書面

四 現行の共済規程の全文を記載した書類

五 現に締結している共済契約の取扱いの方針を記載した書面

2 前項第三号に掲げる書面の提出については、第九条第二項の規定を準用する。

(信託規程の承認申請)

第十五条 組合は、法第十一条の八第一項の規定により、信託規程の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 信託規程

二 理由書

三 信託規程を定める議決をした総会の議案及び議事録の謄本

(信託規程の変更又は廃止の承認申請)

第十六条 組合は、法第十一条の八第三項の規定により、信託規程の変更の承認を受けようとするときは次に掲げる書類を、信託規程の廃止の承認を受けようとするときは第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更又は廃止の理由書

二 変更又は廃止を議決した総会の議案及び議事録の謄本

三 信託規程の新旧条文を対照した書面

四 現行の信託規程の全文を記載した書類

2 前項第三号に掲げる書面の提出については、第九条第二項の規定を準用する。

(信託財産の管理方法の変更の請求等)

第十七条 組合は、信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十三条及び法第十一条の十一の規定により、信託財産の管理方法の変更の請求をしようとするときは、次に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 信託契約書の写し

2 組合は、信託法第四十六条及び法第十一条の十一の規定により、受託者の辞任の許可を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

3 組合は、信託法第四十七条及び法第十一条の十一の規定により、受託者の解任の請求をしようとするときは、第一項各号に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

4 組合は、信託法第五十八条及び法第十一条の十一の規定により、信託の解除の請求をしようとするときは、第一項各号に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

(宅地等供給事業実施規程の承認申請)

第十八条 組合は、法第十一条の十四第一項の規定により、宅地等供給事業実施規程の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 宅地等供給事業実施規程

二 理由書

三 宅地等供給事業実施規程を定める議決をした総会の議案及び議事録の謄本

(宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認申請)

第十九条 組合は、法第十一条の十四第三項の規定により、宅地等供給事業実施規程の変更の承認を受けようとするときは次に掲げる書類を、宅地等供給事業実施規程の廃止の承認を受けようとするときは第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更又は廃止の理由書

二 変更又は廃止を議決した総会の議案及び議事録の謄本

三 宅地等供給事業実施規程の新旧条文を対照した書面

四 現行の宅地等供給事業実施規程の全文を記載した書類

2 前項第三号に掲げる書面の提出については、第九条第二項の規定を準用する。

(農業経営規程の承認申請)

第二十条 組合は、法第十五条の三第一項の規定により、農業経営規程の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 農業経営規程

二 理由書

三 農業経営規程を定める議決をした総会の議案及び議事録の謄本

(農業経営規程の変更又は廃止の承認申請)

第二十一条 組合は、法第十五条の三第三項の規定により、農業経営規程の変更の承認を受けようとするときは次に掲げる書類を、農業経営規程の廃止の承認を受けようとするときは第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更又は廃止の理由書

二 変更又は廃止を議決した総会の議案及び議事録の謄本

三 農業経営規程の新旧条文を対照した書面

四 現行の農業経営規程の全文を記載した書類

2 前項第三号に掲げる書面の提出については、第九条第二項の規定を準用する。

(仮理事の選任又は総会の招集請求)

第二十二条 組合員その他の利害関係人は、法第四十条第一項の規定により、仮理事を選任し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、理由書を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

(信用事業の全部の譲渡の届出)

第二十三条 組合は、信用事業の全部を譲渡したときは、法第五十条の二第七項の規定により、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 理由書

二 信用事業の全部の譲渡を議決した総会の議案及び議事録の謄本

三 信用事業の全部の譲渡を議決した総会の招集通知の写し

四 法第五十条の二第四項の規定による公告の写し

五 法第五十条の二第六項において準用する法第四十九条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

六 法第五十条の二第六項において準用する法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の写し

七 法第五十条の二第六項において準用する法第五十条第一項の規定に該当する場合にあつては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったことを証する監事の作成した書面

八 法第五十条の二第六項において準用する法第五十条第二項の規定による手続を経た場合にあつては、当該手続を経たことを証する書面

(共済事業の全部の譲渡等の届出)

第二十四条 組合は、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転をしたときは、法第五十条の三第五項において準用する法第五十条の二第七項の規定により、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 理由書

二 共済事業の全部の譲渡等を議決した総会の議案及び議事録の謄本

三 共済事業の全部の譲渡等を議決した総会の招集通知の写し

四 法第五十条の三第四項において準用する法第四十九条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五 法第五十条の三第四項において準用する法第四十九条第二項の規定による公告及び催告の写し

六 法第五十条の三第四項において準用する法第五十条第一項の規定に該当する場合にあつては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったことを証する監事の作成した書面

七 法第五十条の三第四項において準用する法第五十条第二項の規定による手続を経た場合にあつては、当該手続を経たことを証する書面

(解散の議決の認可申請)

第二十五条 組合は、法第六十四条第二項の規定により、解散の議決の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 解散の理由書

二 解散を議決した総会議事録の謄本

三 解散時の財産目録及び出資組合にあつては、貸借対照表

四 清算人名簿

五 解散を議決した総会の招集通知の写し

六 解散に係る理事会議事録の謄本

七 その他参考となるべき事項を記載した書類

(解散の届出)

第二十六条 組合は、法第六十四条第四項に規定する事由により解散したときは、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 解散時の組合員名簿

二 解散時の財産目録及び出資組合にあつては、貸借対照表

(検査及び議決等の取消しの請求)

第二十七条 組合員は、法第九十四条第一項の規定による業務若しくは会計の状況の検査の請求をしようとするとき、又は法第九十六条第一項の規定による総会の議決若しくは選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとするときは、次に掲げる書類を添えて、請求同意者全員の記名押印をもって、その代表者から請求書を知事に提出しなければならない。

一 請求の理由書

二 請求の日における総組合員数及び請求同意者数を記載した書面

(総会の報告)

第二十八条 組合は、総会を終了したときは、総会議事録の謄本を添えて、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、次に掲げる事項について議決したときは、総会議事録の謄本のほか、当該事項の関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

一 事業計画の設定又は変更

二 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理及び附属明細書

(役員選出の報告)

第二十九条 組合は、役員を選挙し、又は選任したときは、当選又は選任を確定した後遅滞なく、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

一 選挙録の謄本又は選任に係る総会議事録の抄本

二 役員調査書

2 組合は、定款に定めるところにより代表理事を選任したときは、選任を確定した後遅滞なく、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

一 代表理事選任に係る理事会議事録の抄本

二 代表理事調査書

3 組合は、定款に定めるところにより組合長又は常勤役員を選任したときは、選任を確定した後遅滞なく、その職及び氏名を知事に報告しなければならない。

(団体協約及び施設の専用契約の報告)

第三十条 組合は、法第十条第一項第十四号の規定による団体協約又は法第十九条第一項の規定による施設の専用契約を締結したときは、契約書の写しを添えて、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

2 組合は、前項の契約を解除したときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

(残高試算表の提出)

第三十一条 組合は、毎月末日現在の残高試算表を作成し、翌月十日までに、これを知事に提出しなければならない。

(組合員の組合に対する請求の報告)

第三十二条 組合は、組合員から次の各号のいずれかに該当する請求を受けたときは、

遅滞なく、請求書の写しを添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

一 法第三十八条第一項又は第二項の規定による役員の変更又は理事の解任の請求

二 法第三十九条第一項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百六十七条第一項の規定による理事、経営管理委員又は監事の責任を追及する訴えの提起の請求

三 法第三十九条第二項において準用する商法第二百七十二條の規定による理事の行為の差止めの請求

四 法第四十三条第一項の規定による参事又は会計主任の解任の請求

五 法第四十三条の三第二項又は法第四十八条の二第二項の規定による総会の招集の請求

2 組合は、前項の請求に対する措置を行ったときは、遅滞なく、そのてん末を知事に報告しなければならない。

（破産に関する報告）

第三十三条 組合は、破産法（大正十一年法律第七十一号）第三百五十五条において準用する同法第三百三十三条の規定により理事が破産の申立てをし、又は破産の宣告を受けたときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

（登記完了の報告）

第三十四条 組合は、次に掲げる登記をしたときは、登記完了の後遅滞なく、登記簿の抄本を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

一 組合の設立の登記

二 組合の合併の登記

三 主たる事務所の移転の登記

四 組合の解散の登記

五 代表理事の登記

（農事組合法人の成立の届出）

第三十五条 農事組合法人は、法第七十二条の十六第四項の規定により、成立したときは、成立の日から二週間以内に、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

一 登記簿の謄本

二 定款

三 組合員名簿の写し

（農事組合法人の合併の届出）

第三十六条 農事組合法人は、法第七十二条の十八第三項の規定により、合併したときは、合併の日から二週間以内に、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

一 登記簿の謄本

二 合併後存続する、又は新設された農事組合法人の定款

三 合併後存続する、又は新設された農事組合法人の組合員名簿の写し

（農事組合法人の定款変更の届出）

第三十七条 農事組合法人は、法第七十二条の十三第二項の規定により、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

一 変更の理由書

二 定款の新旧条文を対照した書面

三 変更を議決した総会の招集通知の写し

四 変更の議決に係る総会議事録の抄本

2 前項第二号に掲げる書面の提出については、第九条第二項の規定を準用する。

（農事組合法人の仮理事の選任請求）

第三十八条 農事組合法人の組合員その他の利害関係人は、法第七十三条第二項において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の規定による仮理事の選任を請求しようとするときは、理由書を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

（農事組合法人の解散の届出）

第三十九条 農事組合法人は、法第七十二条の十七第二項の規定により、法第六十四条第一項第二号又は第五号に掲げる事由以外の事由によって解散したときは、解散の日から二週間以内に、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

一 解散の理由書

二 解散時の財産目録及び出資農事組合法人にあつては、貸借対照表

三 解散が総会の議決による場合にあつては、当該総会議事録の謄本

（農事組合法人の清算終了の届出）

第四十条 農事組合法人の清算人は、法第七十三条第四項において準用する民法第八十三条の規定により、清算が終了したときは、遅滞なく、登記簿の抄本を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

（農事組合法人の組織変更の届出）

第四十一条 出資農事組合法人は、法第七十三条の二の規定により、その組織を変更し、株式会社又は有限会社になったときは、法第七十三条の十二の規定により、遅滞なく、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

一 組織変更計画書

二 組織変更を議決した総会議事録の謄本

三 組織変更後の登記簿の謄本

（総会の報告）

第四十二条 農事組合法人は、総会を終了したときは、総会議事録の謄本を添えて、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、次に掲げる事項を議決したときは、総会議事録の謄本のほか、当該事項の関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

一 事業計画の設定又は変更

二 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分又は損失処理

(代表理事選任の報告)

第四十三条 農事組合法人は、定款の定めるところにより代表理事を選任したときは、選任を確定した後遅滞なく、その氏名を知事に報告しなければならない。

(検査)

第四十四条 法第九十四条の規定による検査は、岡山県農林水産関係組合等検査規則(平成十二年岡山県規則第二百十号)に定めるところにより行うものとする。

(検査指摘事項に対する改善状況の報告)

第四十五条 組合は、法第九十三条第一項又は第二項の規定により、前条に規定する検査において指摘された事項に対する改善状況の報告を命ぜられ、又は求められたときは、知事が定める期限内に、次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- 一 報告について協議した理事会(子会社にあつては、取締役会)の議事録の謄本
- 二 報告についての監事の意見書

(書類の様式)

第四十六条 この規則に定める申請書、報告書その他の書類の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の農業協同組合法施行規則に基づき提出された申請書等については、この規則による改正後の農業協同組合法施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

告 示

●岡山県告示第四百三十七号

農業協同組合法施行細則に定める申請書、報告書その他の書類の様式を次のように定め、昭和三十一年岡山県告示第六十七号(農業協同組合法施行規則に定める申請書、報告書その他の書類の様式)は、廃止する。

平成十六年七月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

農業協同組合法施行細則に定める申請書、報告書その他の書類の様式

農業協同組合法施行細則(平成十六年岡山県規則第七十四号。以下「細則」という。)第四十七条の規定により、細則に定める申請書、報告書その他の書類の様式は、次のとおりとする。

- 一 細則第五条第一項の規定による農業協同組合設立認可申請書 様式第一号
- 二 細則第六条の規定による農業協同組合合併認可申請書(吸収合併) 様式第二号
- 三 細則第七条の規定による農業協同組合合併認可申請書(新設合併) 様式第三号

四 細則第八条の規定による農業協同組合連合会の権利義務承継認可申請書 様式第四号

五 細則第九条第一項の規定による農業協同組合定款変更認可申請書 様式第五号

六 細則第九条第七項の規定による農業協同組合定款変更届出書 様式第六号

七 細則第十条の規定による指定農業協同組合指定申請書 様式第七号

八 細則第十一条の規定による農業協同組合信用事業規程承認申請書 様式第八号

九 細則第十二条第一項の規定による農業協同組合信用事業規程変更(廃止)承認申請書 様式第九号

十 細則第十二条第三項の規定による農業協同組合信用事業規程変更届出書 様式第十号

十一 細則第十三条の規定による農業協同組合共済規程承認申請書 様式第十一号

十二 細則第十四条の規定による農業協同組合共済規程変更(廃止)承認申請書 様式第十二号

十三 細則第十五条の規定による農業協同組合信託規程承認申請書 様式第十三号

十四 細則第十六条の規定による農業協同組合信託規程変更(廃止)承認申請書 様式第十四号

十五 細則第十七条の規定による信託財産管理方法の変更(受託者の辞任の許可、受託者の解任、信託の解除)請求(申請)書 様式第十五号

十六 細則第十八条の規定による農業協同組合宅地等供給事業実施規程承認申請書 様式第十六号

十七 細則第十九条の規定による農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更(廃止)承認申請書 様式第十七号

十八 細則第二十条の規定による農業協同組合農業経営規程承認申請書 様式第十八号

十九 細則第二十一条の規定による農業協同組合農業経営規程変更(廃止)承認申請書 様式第十九号

二十 細則第二十二条の規定による仮理事の選任(総会の招集)請求書 様式第二十号

二十一 細則第二十三条の規定による農業協同組合信用事業全部譲渡届出書 様式第二十一号

二十二 細則第二十四条の規定による農業協同組合信用事業全部譲渡届出書 様式第二十二号

二十三 細則第二十五条の規定による農業協同組合解散議決認可申請書 様式第二十三号

二十四 細則第二十六条の規定による農業協同組合解散届出書 様式第二十四号

二十五 細則第二十七条の規定による農業協同組合検査(議決等の取消し)請求書 様式第二十五号

二十六 細則第二十八条の規定による農業協同組合総会(総代会)報告書 様式第二十六号

- 二十七 細則第二十九条第一項の規定による農業協同組合役員選出（選任）報告書
様式第二十七号
- 二十八 細則第二十九条第二項の規定による農業協同組合代表理事選任報告書 様式
第二十八号
- 二十九 細則第二十九条第三項の規定による農業協同組合組合長（常勤役員）選任報
告書 様式第二十九号
- 三十 細則第三十条第一項の規定による農業協同組合団体協約（施設専用契約）締結
報告書 様式第三十号
- 三十一 細則第三十条第二項の規定による農業協同組合団体協約（施設専用契約）解
除報告書 様式第三十一号
- 三十二 細則第三十二条第一項の規定による農業協同組合役員改選（理事解任）（役
員の責任を追及する訴えの提起、理事の行為の差止、参事（会計主任）解任、総会
（臨時総会）招集）請求に関する報告書 様式第三十二号
- 三十三 細則第三十二条第二項の規定による農業協同組合役員改選（理事解任）（役
員の責任を追及する訴えの提起、理事の行為の差止、参事（会計主任）解任、総会
（臨時総会）招集）請求に対する措置完了報告書 様式第三十三号
- 三十四 細則第三十三条の規定による農業協同組合破産申立報告書 様式第三十四号
- 三十五 細則第三十三条の規定による農業協同組合破産宣告報告書 様式第三十五号
- 三十六 細則第三十四条の規定による農業協同組合登記完了報告書 様式第三十六号
- 三十七 細則第三十五条の規定による農事組合法人成立届出書 様式第三十七号
- 三十八 細則第三十六条の規定による農事組合法人合併届出書 様式第三十八号
- 三十九 細則第三十七条の規定による農事組合法人定款変更届出書 様式第三十九号
- 四十 細則第三十八条の規定による農事組合法人仮理事の選任請求書 様式第四十号
- 四十一 細則第三十九条の規定による農事組合法人解散届出書 様式第四十一号
- 四十二 細則第四十条の規定による農事組合法人清算終了届出書 様式第四十二号
- 四十三 細則第四十一条の規定による農事組合法人組織変更届出書 様式第四十三号
- 四十四 細則第四十二条の規定による農事組合法人総会報告書 様式第四十四号
- 四十五 細則第四十三条の規定による農事組合法人代表理事選任報告書 様式第四十
五号
- 附 則
- （施行期日）
- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 昭和三十一年岡山県告示第百六十七号に基づき作成されている様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号

第 年 月 日

岡山県知事

殿

(住所)
発起人代表 氏 名

農業協同組合設立認可申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第50条第1項の規定により、農業協同組
合の設立の認可を申請します。

記

- 1 組合の所在地及び名称
- 2 添付書類
 - (1) 定款
 - (2) 事業計画書
 - (3) 設立理由書
 - (4) 設立経過報告書
 - (5) 発起人調書（別記）
 - (6) 発起人会の開催を証する書類
 - (7) 農業協同組合法第56条に規定する目論見書
 - (8) 設立準備会開催の公告の写し
 - (9) 定款作成委員調書（別記）
 - (10) 設立準備会議事録の謄本
 - (11) 創立総会開催の公告の写し
 - (12) 創立総会議事録の謄本
 - (13) 組合員たる資格を有する者の設立同意書の写し
 - (14) 役員就任承諾書の写し
 - (15) その他参考となるべき事項を記載した書類

別記

發起人・定款作成委員調書（年月日現在）

組合名()

考 備	業 職	正組合員の資格	性 別	生年月日	氏 名	役 名

注 正組合員の資格欄は、組合の地区及び農業従事日数等を記入すること。

樣式第2号

岡山県知事 殿

第 月 日

氏名 氏名
組合 組合
存続する組合
所在地 所在地
代表理事 代表理事
解散する組合
所在地 所在地
代表理事 代表理事

農業協同組合併認可申請書（吸収合併）

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第65条第2項の規定により、農業協同組合の吸収合併の認可を関係書類を添えて申請します。

[illegible]

樣式第3号

築年
月
日

岡山県知事 殿

[illegible]

農業協同組合併認可申請書（新設合併）

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第65条第2項の規定により、農業協同組合の新設合併の認可を関係書類を添えて申請します。

𠂇

- 新設する組合の所在地及び名称
添付書類の組合の住所及び名称
123
(1) 各組合の合併理由書
(2) 各組合の議決した各組合の総会（総代会）議事録の謄本
(3) 各組合の議決した各組合の総会（総代会）議事録の謄本
(4) 各組合の議決した各組合の総会（総代会）議事録の謄本
(5) 各組合の議決した各組合の総会（総代会）議事録の謄本
(6) 各組合の議決した各組合の総会（総代会）議事録の謄本
(7) 各組合の議決した各組合の総会（総代会）議事録の謄本
(8) 各組合の議決した各組合の総会（総代会）議事録の謄本
(9) 各組合の議決した各組合の総会（総代会）議事録の謄本
(10) 各組合の議決した各組合の総会（総代会）議事録の謄本
(11) 各組合の議決した各組合の総会（総代会）議事録の謄本
(12) 各組合の議決した各組合の総会（総代会）議事録の謄本
(13) 各組合の議決した各組合の総会（総代会）議事録の謄本

樣式第4号

年
月
日

岡山県知事 殿

組合とするよう
承継し、所在地
所名代表理事
氏により消滅
する連合会
名印

農業協同組合連合会の権利義務承継認可申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条第2項において準用する同法第65条第2項の規定により、権利義務の承継の認可を関係書類を添えて申請します。

添付書類

- [illegible]

- (5) 権利義務の承継後の出資の総口数及び総額を記載した書類
(6) 当該農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者がいないことを証する書類
(7) 当該組合の当該農業協同組合連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となっていないことを証する書類
13 その他参考となるべき事項を記載した書類

様式第5号

岡山県知事

殿

第 年 月 日

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合定款変更認可申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第44条第2項の規定により、定款の変更の認可を関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 変更の理由書及び定款の新旧条文を対照した書面（別記）
- 2 現行の定款の全文を記載した書類
- 3 変更の議決に係る総会（総代会）議事録の謄本
- 4 変更を議決した総会（総代会）の招集通知の写し
- 5 変更に係る理事会議事録の謄本
- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 定款の事業を追加する変更の場合は事業計画書及び事業報告書を、役員に
関する事項の変更の場合は役員名簿を添付すること。

別記

変更の理由書及び定款の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

注 全文にわたって定款を変更するときは、変更後の定款をもって新条文の欄及び旧条文の欄の記載に代えることができる。

様式第6号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合定款変更届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第44条第4項の規定により、定款の変更を関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更の理由書及び定款の新旧条文を対照した書面（別記）
- 2 現行の定款の全文を記載した書類
- 3 変更の議決に係る総会（総代会）議事録の謄本
- 4 変更を議決した総会（総代会）の招集通知の写し
- 5 変更に係る理事会議事録の謄本
- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 定款の事業を追加する変更の場合は、事業計画書及び事業報告書を添付すること。

別記

変更の理由書及び定款の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

様式第7号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名 印

指定農業協同組合指定申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第26項の規定により、指定農業協同組合の指定を関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 過去5年間における財産及び損益の状況、執行体制その他参考となるべき事項を記載した書類
- 3 指定の申請を議決した理事会の議案及び議事録の謄本

様式第8号

外

号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合信用事業規程承認申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条第1項の規定により、信用事業規程の承認を関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 信用事業規程
- 2 理由書
- 3 信用事業規程を定める議決をした総会（総代会）の議案及び議事録の謄本

様式第9号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合信用事業規程変更（廃止）承認申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条第3項の規定により、信用事業規程の変更（廃止）の承認を関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 変更又は廃止の理由書及び変更の場合にあっては信用事業規程の新旧条文を対照した書面（別記）
- 2 変更又は廃止を議決した総会（総代会）の議案及び議事録の謄本
- 3 変更の場合にあっては、現行の信用事業規程の全文を記載した書類

岡山県公報

平成16年7月9日

別記

変更の理由書及び信用事業規程の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

注 全文にわたって信用事業規程を変更するときは、変更後の信用事業規程をもって新条文の欄及び旧条文の欄の記載に代えることができる。

様式第10号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合信用事業規程変更届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条第4項の規定により、信用事業規程の変更を関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更の理由書及び信用事業規程の新旧条文を対照した書面（別記）
- 2 変更を議決した総会（総代会）の議案及び議事録の謄本
- 3 現行の信用事業規程の全文を記載した書類

別記

変更の理由書及び信用事業規程の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

様式第11号

岡山県知事 殿

第 年 月 日

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合共済規程承認申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の4第1項の規定により、共済規程の承認を関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 共済規程
- 2 理由書
- 3 共済規程を定める議決をした総会（総代会）の議案及び議事録の謄本

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名^⑩

農業協同組合共済規程変更（廃止）承認申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の4第3項の規定により、共済規程の変更（廃止）の承認を関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 変更又は廃止の理由書及び変更の場合にあっては共済規程の新旧条文を対照した書面（別記）
- 2 変更又は廃止を議決した総会（総代会）の議案及び議事録の謄本（農業協同組合法第44条第5項の規定により、共済規程の変更について理事会で議決した場合にあっては、当該理事会の議案及び議事録の謄本）
- 3 変更の場合にあっては、現行の共済規程の全文を記載した書類
- 4 廃止の場合にあっては、現に締結している共済契約の取扱いの方針を記載した書面

別記

変更の理由書及び共済規程の新旧条文を対照した書面

組合名（ ）

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

注 全文にわたって共済規程を変更するときは、変更後の共済規程をもって新条文の欄及び旧条文の欄の記載に代えることができる。

様式第13号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合信託規程承認申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の8第1項の規定により、信託規程の承認を関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 信託規程
- 2 理由書
- 3 信託規程を定める議決をした総会（総代会）の議案及び議事録の謄本

様式第14号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合信託規程変更（廃止）承認申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の8第3項の規定により、信託規程の変更（廃止）の承認を関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 変更又は廃止の理由書及び変更の場合にあっては信託規程の新旧条文を対照した書面（別記）
- 2 変更又は廃止を議決した総会（総代会）の議案及び議事録の謄本
- 3 変更の場合にあっては、現行の信託規定の全文を記載した書類

別記

変更の理由書及び信託規程の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

注 全文にわたって信託規程を変更するときは、変更後の信託規程をもって新条文の欄及び旧条文の欄の記載に代えることができる。

様式第15号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

信託財産管理方法の変更（受託者の辞任の許可・受託者の解任・信託の解除）請求（申請）書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の11の規定により、信託財産管理方法の変更（受託者の辞任の許可・受託者の解任・信託の解除）を関係書類を添えて請求（申請）します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 信託契約書の写し

様式第16号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合宅地等供給事業実施規程承認申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第182号）第11条の14第1項の規定により、宅地等供給事業実施規程の承認を関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 宅地等供給事業実施規程
- 2 理由書
- 3 宅地等供給事業実施規程を定める議決をした総会（総代会）の議案及び議事録の謄本

様式第17号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更（廃止）承認申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第182号）第11条の14第3項の規定により、宅地等供給事業実施規程の変更（廃止）の承認を関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 変更又は廃止の理由書及び変更の場合にあっては宅地等供給事業実施規程の新旧条文を対照した書面（別記）
- 2 変更又は廃止を議決した総会（総代会）の議案及び議事録の謄本
- 3 変更の場合にあっては、現行の宅地等供給事業実施規程の全文を記載した書類

別記

変更の理由書及び宅地等供給事業実施規程の新旧条文を対照した書面

組合名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

注 全文にわたって宅地等供給事業実施規程を変更するときは、変更後の宅地等供給事業実施規程をもって新条文の欄及び旧条文の欄の記載に代えることができる。

様式第18号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合農業経営規程承認申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の15の3第1項の規定により、農業経営規程の承認を関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 農業経営規程
- 2 理由書
- 3 農業経営規程を定める議決をした総会（総代会）の議案及び議事録の謄本

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合農業経営規程変更（廃止）承認申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第182号）第11条の15の3第3項の規定により、農業経営規程の変更（廃止）の承認を関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 変更又は廃止の理由書及び変更の場合にあっては農業経営規程の新旧条文を対照した書面（別記）
- 2 変更又は廃止を議決した総会（総代会）の議案及び議事録の謄本
- 3 変更の場合にあっては、現行の農業経営規程の全文を記載した書類

別記

変更の理由書及び農業経営規程の新旧条文を対照した書面

組合名（ ）

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

注 全文にわたって農業経営規程を変更するときは、変更後の農業経営規程をもって新条文の欄及び旧条文の欄の記載に代えることができる。

様式第20号

外

号

報 公 庫 山 岡

平成16年7月9日

第 年 月 日

岡山県知事 殿

組合の名称
組合員その他の利害関係人
住 氏 名 ⑩

農業協同組合仮理事の選任（総会の招集）請求書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第40条第1項の規定により、仮理事の選任（役員を選挙し、又は選任するための総会の招集）を関係書類を添えて請求します。

記

- 1 請求者と組合との関係
- 2 添付書類
- 請求理由書

様式第21号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名 ⑩

農業協同組合信用事業全部譲渡届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第50条の2第7項の規定により、信用事業の全部の譲渡を関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 譲渡年月日
- 2 譲渡先農業協同組合の名称
- 3 添付書類
 - (1) 理由書
 - (2) 信用事業の全部の譲渡を議決した総会（総代会）の議案及び議事録の謄本
 - (3) 信用事業の全部の譲渡を議決した総会（総代会）の招集通知の写し
 - (4) 農業協同組合法第50条の2第4項の規定による公告の写し
 - (5) 農業協同組合法第50条の2第6項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
 - (6) 農業協同組合法第50条の2第6項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告の写し
 - (7) 農業協同組合法第50条の2第6項において準用する同法第50条第1項の規定に該当する場合にあっては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったことを証する監事の作成した書面
 - (8) 農業協同組合法第50条の2第6項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を経た場合にあっては、当該手続を経たことを証する書面

様式第22号

外

号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合共済事業全部譲渡等届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第50条の3第5項において準用する同法第50条の2第7項の規定により、共済事業（共済契約）の全部の譲渡（移転）を関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 譲渡又は移転年月日
- 2 譲渡又は移転先農業協同組合の名称
- 3 添付書類
 - (1) 理由書
 - (2) 共済事業の全部の譲渡等を議決した総会（総代会）の議案及び議事録の謄本
 - (3) 共済事業の全部の譲渡等を議決した総会（総代会）の招集通知の写し
 - (4) 農業協同組合法第50条の3第4項において準用する同法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
 - (5) 農業協同組合法第50条の3第4項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告の写し
 - (6) 農業協同組合法第50条の3第4項において準用する同法第50条第1項の規定に該当する場合にあっては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったことを証する監事の作成した書面
 - (7) 農業協同組合法第50条の3第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続を経た場合にあっては、当該手続を経たことを証する書面

様式第23号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合解散議決認可申請書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第64条第2項の規定により、農業協同組合の解散の議決の認可を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 解散の議決をした総会の開催年月日
- 2 添付書類
 - (1) 解散の理由書
 - (2) 解散を議決した総会（総代会）議事録の謄本
 - (3) 解散時の財産目録及び出資組合にあっては、貸借対照表
 - (4) 清算人名簿
 - (5) 解散を議決した総会（総代会）の招集通知の写し
 - (6) 解散に係る理事会議事録の謄本
 - (7) その他参考となるべき事項を記載した書類

解 散 申 請 書

平成16年7月9日

様式第24号

外

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合解散届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第64条第4項の規定により、農業協同組合の解散を届け出ます。

記

- 1 解散事由
- 2 添付書類
 - (1) 解散時の組合員名簿
 - (2) 財産目録及び出資組合にあっては、貸借対照表

様式第25号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

組合の名称
組合員（請求代表者）
住 所
氏 名[㊤]

農業協同組合検査（議決等の取消し）請求書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条第1項（第96条第1項）の規定により、組合の業務若しくは会計の状況の検査（議決等の取消し）を関係書類を添えて請求します。

記

- 1 請求の内容
 - (1) 業務若しくは会計の状況の検査
 - (2) 総会の議決の取消し
 - (3) 選挙若しくは当選の取消し
- 2 添付書類
 - (1) 請求の理由書
 - (2) 請求の日における総組合員数及び請求同意者数を記載した書面
 - (3) 請求同意者全員が記名押印した同意書

注 1については、該当する項目の番号を○で囲むこと。

号

報 公 山 国

平成16年7月9日

様式第26号

外

号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合総会（総代会）報告書

年 月 日に農業協同組合の総会（総代会）を開催したので、農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第28条の規定により報告します。

添付書類

- 1 議事録の謄本
- 2 次の事項を議決したときは、当該事項の関係書類
 - (1) 事業計画の設定又は変更
 - (2) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理及び附属明細書

様式第27号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合役員選出（選任）報告書

組合の役員を選出（選任）したので、農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第28条第1項の規定により、報告します。

添付書類

- 1 選挙録の謄本又は選任に係る総会議事録の抄本
- 2 役員調書（別記）

役員調書（ 年 月 日現在）

組合名()

役 名	氏 名	生年月日	性 別	職 業	就任年月日	備 考

注 備考欄には、正組合員、准組合員、組合員外の別を記入すること。

日
四
錄

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事
氏名

農業協同組合代表理事選任報告書

組合の代表理事を選任したので、農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第29条第2項の規定により、報告します。

添付書類

- 1 代表理事選任にかかる理事会議事録の抄本
- 2 代表理事調書（別記）

別記

代表理事調書（ 年 月 日現在）

組合名（ ）

氏名	生年月日	性別	職業	就任年月日	備考

様式第29号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名①

農業協同組合組合長（常勤役員）選任報告書

年 月 日に次のとおり組合長（常勤役員）を選任したので、農業協同組合法施行細則（平成18年岡山県規則第74号）第29条第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

役職名	新任者氏名	就任年月日	旧任者氏名	摘要

注 摘要欄には、任期満了、辞任、組合員の請求等の別を記載すること。

様式第30号

外

号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合団体協約（施設専用契約）締結報告書

年 月 日に農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第14号（第19条第1項）の規定による団体協約（施設専用契約）を締結したの
で、農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第30条第1項の規定に
より、契約書の写しを添えて報告します。

記

団体協約（施設専用契約）の名称

様式第31号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農業協同組合団体協約（施設専用契約）解除報告書

年 月 日に締結した団体協約（施設専用契約）を解除したの
で、農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第30条第2項の規定に
より、報告します。

記

- 1 団体協約（施設専用契約）の名称
- 2 解除年月日

様式第32号

外

号

報 公 県 山 岡

平成16年7月9日

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名^④

農業協同組合役員改選（理事解任）（役員の責任を追及する訴えの提起・理事の行為の差止・参事（会計主任）解任・総会（臨時総会）招集）請求に関する報告書

年 月 日に農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第38条第1項（第2項）（第39条第1項において準用する商法（明治32年法律第48号）第267条第1項・第39条第2項において準用する商法（明治32年法律第48号）第272条・第43条第1項・第43条の3第2項（第48条の2第2項））の規定による組合員からの上記請求を受けたので、農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第32条第1項の規定により、請求書の写しを添えて報告します。

様式第33号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名^④

農業協同組合役員改選（理事解任）（役員 の責任を追及する訴えの提起・理事の行為の差止・参事（会計主任）解任・総会（臨時総会）招集）請求に対する措置報告書

年 月 日付けて報告した組合員からの請求に対して、次のとおり措置したので、農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第32条第2項の規定により、報告します。

記

1 措置の結果

2 措置の経過

年 月 日	経 過

様式第34号

外

号

岡山県知事

殿

第 年 月 日

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名 ㊟

農業協同組合破産申立報告書

年 月 日付で裁判所に破産の申立てをしたので、農業協同組合
合法施行細則（平成18年岡山県規則第74号）第33条の規定により報告します。

記

- 1 破産の申立てをした理由
- 2 添付書類
破産申立書の写し

様式第35号

第 年 月 日

岡山県知事

殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名 ㊟

農業協同組合破産宣告報告書

年 月 日付で 裁判所から破産の宣告を受けたので、農業
協同組合合法施行細則（平成18年岡山県規則第74号）第33条の規定により、破産宣告
書の写しを添えて報告します。

様式第36号

外

号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
組合の名称
代表理事 氏 名⑩

農業協同組合登記完了報告書

組合の登記を次のとおり完了したので、農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第34条の規定により、登記簿の抄本を添えて報告します。

記

登記の内容

- (1) 組合の設立の登記
 - (2) 組合の合併の登記
 - (3) 主たる事務所の移転の登記
 - (4) 組合の解散の登記
 - (5) 代表理事の登記
- 注 該当する項目の番号を○で囲むこと。

様式第37号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
法人の名称
代表理事 氏 名⑩

農事組合法人成立届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の16第4項の規定により、農事組合法人の成立を関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 登記簿の謄本
- 2 定款
- 3 組合員名簿の写し

報 告 書

岡 山 県

平成16年7月9日

様式第38号

外

号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
法人の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農事組合法人合併届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の18第3項の規定により、農事組
合法人の合併を関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 合併の方法
 - (1) 吸収
 - (2) 新設
- 2 合併に参加した農事組合法人の名称及び所在地
- 3 添付書類
 - (1) 登記簿の謄本
 - (2) 合併後存続する、又は新設された農事組合法人の定款
 - (3) 合併後存続する、又は新設された農事組合法人の組合員名簿の写し

注 1については、該当する項目の番号を○で囲むこと。

様式第39号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
法人の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農事組合法人定款変更届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の13第2項の規定により、定款の
変更を関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更の理由書及び定款の新旧条文を対照した書面（別記）
- 2 変更を議決した総会の招集通知の写し
- 3 変更の議決に係る総会議事録の抄本

解 公 庫 印 図

平成16年7月9日

別記

変更の理由書及び定款の新旧条文を対照した書面

法人名 ()

新 条 文	旧 条 文	変 更 の 理 由

注 全文にわたって定款を変更するときは、変更後の定款をもって新条文の欄及び旧条文の欄の記載に代えることができる。

様式第40号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

法人の名称
組合員その他利害関係人
住 氏 所 名

印

農事組合法人仮理事の選任請求書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第73条第2項において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条の規定により、仮理事の選任を関係書類を添えて請求します。

記

- 1 請求者と法人との関係
 - 2 添付書類
- 請求の理由書

様式第41号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
法人の名称
代表理事 氏 名[㊤]

農事組合法人解散届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の17第2項の規定により、農事組
合法人の解散を関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 解散時の財産目録及び出資農事組合法人において、貸借対照表
- 3 解散に係る総会議事録の謄本（総会の議決による解散の場合）

様式第42号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

法人の名称
清算人 氏 名[㊤]

農事組合法人清算終了届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第73条第4項において準用する民法（明
治29年法律第89号）第83条の規定により、農事組合法人の清算終了を登記簿の抄本
を添えて届け出ます。

外 号

報 公 県 山 岡

平成16年7月9日

様式第43号

外

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
(旧法人の名称 氏 名)
(代表理事 氏 名)
新法人名
代表取締役 氏 名⑥

農事組合法人組織変更届出書

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第73条の12の規定により、農事組合法人の組織変更を関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 組織変更年月日
- 2 添付書類
 - (1) 組織変更計画書
 - (2) 組織変更を議決した総会議事録の謄本
 - (3) 組織変更後の登記簿の謄本

様式第44号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
法人の名称 氏 名⑥
代表理事 氏 名⑥

農事組合法人総会報告書

年 月 日に農事組合法人の総会を開催したので、農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第42条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 総会議事録の謄本
- 2 次の事項を議決したときは、当該事項の関係書類
 - (1) 事業計画の設定又は変更
 - (2) 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分又は損失処理

報 告 書

岡 山 県

平成16年7月9日

様式第45号

第 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地
法人の名称
代表理事 氏 名

農事組合法人代表理事選任報告書

農事組合法人の代表理事を選任したので、農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第43条の規定により、報告します。

記

新 任 者 氏 名	就任年月日	旧 任 者 氏 名	摘 要

注 摘要欄には、任期満了、辞任の別を記載すること。

●岡山県告示第四百三十八号

農業協同組合模範定款例（昭和二十六年岡山県告示第四百十一号）は、廃止する。
平成十六年七月九日

岡山県知事 石 井 正 弘